

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念「全従業員の物心両面の幸福を追求するとともに社会の進歩発展に貢献すること」のとおり、株主、お客様、外注先・仕入先、役員、地域の方々をはじめとする、会社を支えていただいているすべての関係者（ステークホルダー）に対し、お役に立ち、信頼される会社になるために、経営の健全性・効率性・透明性を通じて企業としての社会的責任を果たしていくことをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

その実現のために、経営環境の変化に応じて適宜組織体制及び制度の見直しを実行し、企業価値の最大化を図れるよう対処しております。

当社は、監査等委員会設置会社を採用しております。その目的は、企業価値の向上をはかる観点から、議決権を有する監査等委員である取締役を取締役に迎えることで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るとともに、複数の独立取締役により、意見が活発に提起され、経営の透明性と機動性の向上につながり、ステークホルダーからの理解を得られやすくするためであります。また業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度も採用しており、中・長期での企業価値の最大化をさらに一層図るものであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

当社株主の機関投資家比率、海外投資家比率は相対的に低いと考えているため、現時点では議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権行使プラットフォームの利用等）及び招集通知の英訳は実施しておりません。今後これらの比率の増加にあわせて、対応について検討してまいります。

【補充原則3-1-2】

当社株主の海外投資家比率は相対的に低いと考えているため、現時点では決算説明会資料、株主総会招集通知等の英訳は実施しておりません。今後この比率の増加にあわせて、対応について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

当社は、当社の事業戦略の遂行や取引先との関係強化を目的とした戦略的な提携など、中長期的な当社の企業価値の向上につながると判断される場合を除き、原則として政策保有株式は保有しません。当社保有株式7銘柄については、有価証券報告書に開示しておりますが、いずれも円滑な取引関係を維持することを目的として保有しております。このうち3銘柄は取引先持株会へ入会している株式であり、定期的な買付による取得を行っております。当該株式に係る議決権行使については、個別に議案内容が発行会社の企業価値向上、株主還元向上につながるかを総合的に勘案し、各議案について適切に議決権を行使することとしております。

【原則1-7】

当社は、役員の競業、自己取引等に関しましては、取締役会規程等により取締役会決議としております。基本的には関連当事者との取引については、経済的合理性が認められた場合を除いて、原則行わない方針であります。しかしながら必要不可欠の場合においても、一般株主の利益保護の観点から取引の必要性等を含めて慎重に判断し、その取引を行うこと自体に対する合理性および取引条件の妥当性等を協議、検討の上、取締役会に諮って承認された上で行う等体制を整えております。また毎期末毎に全役員に特別利害関係者、関連当事者リストの提出を義務付け、状況の確認をするとともに牽制を行っております。

【原則2-6】

当社の企業年金基金は、確定給付企業年金であり、その運用については、信託銀行に委託しております。将来の給付額を保証しているため、運用リスクが発生します。企業年金の運用が財政状態に影響を与えることを十分認識し、今後の運営面における取組みも含め、適切な体制の下で運用されるよう配慮しております。

【原則3-1】

(1) 経営理念、経営ビジョン、経営基本方針は当社のホームページ、有価証券報告書に開示しております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、「1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」をご参照下さい。

(3) 監査等委員でない取締役の報酬は、株主総会において承認を得た報酬の総枠を限度として、取締役会が社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会（3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役）に諮問します。報酬は、基本報酬、業績連動賞与、株式報酬で構成され、基本報酬は経営の意思決定及び監督業務の職責に基づく対価であり、賞与は事業年度業績に連動するものであり、当期純利益の期初計画達成差額に予め定めた係数を乗じて支払総額を決め、役員別係数と期間における貢献度・評価を総合的に勘案の上決定し、また株式報酬は株主視点に立った中長期的経営を重視した報酬として譲渡制限付株式報酬制度を活用しております。指名・報酬委員会は各人別に業績評価（短期・中長期）、バリュー評価を行い、相当と判断される金額を答申し、それに基づき取締役会の決議により個別の金額を決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会において承認を得た報酬の総枠を限度として、常勤と非常勤の別、業務の分担等を勘案の上、監査等委員である取締役の協議により個別の金額を決定しております。

(4) 当社は、取締役候補者選任決定プロセスの客観性や妥当性を確保するため、取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会（3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役）を設置しております。中長期的に株主価値を増大させるため、当社の持続

的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を役員とするため、選定基準及び選解任手続きを定めております。
また監査等委員である取締役の候補者は、法律の専門家、税務及び会計の専門家、また当社の事業環境への深い理解と見識がある者といった各分野の専門家であり、加えて一般株主と利益が相反するような事情のない者を総合的に判断し選考することとしております。
(5)取締役の候補者を指名し、株主総会に上程するにあたっては、定時株主総会招集通知の参考書類において、当該候補者につき個々の選任・指名理由を記載しております。

【補充原則4-1-1】

当社は、当社グループにおける取締役会をはじめとする各会議体の運営方針、業務分掌・職務権限に関して「取締役会規程」「会議管理規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「職務権限表」において規定し、取締役の職務、権限及び責任等を明確化しております。また、取締役会に付議すべき事項を定め、その他の会議体、各部門責任者へ権限を委譲し、業務執行全般の効率的な運営を行っております。

【原則4-9】

社外取締役が企業統治において果たす機能及び役割は、社内出身者とは異なる経歴・知識・経験等に基づき、より視野の広い独立した立場から、会社の重要な意思決定に参加し、その決定プロセスについて確認・助言を行い、経営陣に対する実効的な監視監督を行うこととあります。また社外取締役の独立性については、当社と人的関係及び役員が関与した取引関係はなく、また資本的関係に関しても、主要株主ではなく、さらに一般株主と利益が相反しないことをその要件として考えており、現任の4名については上記要件を満たしており、独立性は確保されていると考えております。

【補充原則4-11-1】

取締役会は、当社の今後の持続的な企業価値向上、中期経営計画実現のため、多様な経験に基づく幅広い視点と高度なスキルを持った取締役で構成させることが必要であると考えております。定款にて監査等委員でない取締役は7名以内、監査等委員である取締役は5名以内としております。

【補充原則4-11-2】

取締役及び監査等委員である取締役の兼任状況については、「定時株主総会招集通知」の事業報告、有価証券報告書において開示しております。

【補充原則4-11-3】

取締役会評価は監査等委員である取締役の中の独立役員のみで構成される取締役会評価委員会が行います。全取締役に對し取締役会全体の実効性に関してアンケート(自己評価)を実施し、自己評価結果に基づいて、分析・評価を行ない、その結果について取締役会で討議しております。

1. 評価の方法

2020年3月期を評価対象期間として社外を含む全ての取締役(監査等委員を含む)8名に対し、取締役評価に関する「質問票」を配布し、その回答の集計結果をもとに取締役会において課題や今後の取り組みについて協議いたしました。

2. 評価項目

全部で25項目について実効性の質問を行い、概要については以下のとおりです。

- (1)取締役会の構成について
- (2)取締役会の運営について
- (3)取締役会の議題について
- (4)取締役会を支える体制について
- (5)株主等への対応について

3. 評価結果の概要

昨年度の分析、評価を踏まえ上記による評価の結果、当社取締役会は上記評価項目について概ね適切に機能しており、取締役会の実効性は確保されていることを確認いたしました。取締役会の構成、運営については、人数、開催頻度等において、適切であるとの評価結果となりました。一方で昨年度の評価で認識された課題(資料を事前に検討する時間に工夫が必要、個々の取締役に適したトレーニングの提供等について工夫が必要)については取組、改善は進んでいるものの更なる改善が必要であるとの意見がありました。今年度の課題としては取締役会での審議内容を充実させることが必要であるとの意見がありました。

4. 今後の取り組み

当社取締役会は、今回の取締役会の実効性に関する分析及び評価の結果に基づき、十分な議論を重ね、さらなる実効性の向上のために必要な取り組みを実施し、より充実したコーポレートガバナンス体制の構築とさらなる企業価値の向上を目指してまいります。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役が能力の向上、役割と責務を全うするために、外部セミナー等へ積極的に参加し、必要な知識、環境の変化に対応するための新しい知識の習得や研鑽に努めております。また社外取締役については、就任時及び就任後も含め经营理念、経営ビジョン、事業内容、社内体制に関する説明及び意見交換を行い、生産現場、事業所への訪問の機会を設け、当社への理解を深められるようにしています。

【原則5-1】

当社は、代表取締役専務兼CFOがIR担当責任者であり、IR広報室を担当部署としております。株主や投資家に対して決算説明会を年2回開催するとともに、機関投資家の個別の取材にも積極的に対応しております。個人投資家に対しては、不定期ですが個人向け会社説明会を開催することで、当社に対する理解度向上に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
芝原 英司	2,108,000	27.27
ショーエイ従業員持株会	479,400	6.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	202,500	2.62
芝原 武司	177,200	2.29

稲畑産業株式会社	142,500	1.84
株式会社SBI証券	136,284	1.76
剣持 整	107,400	1.38
キョウエイ株式会社	86,000	1.11
有村 芳文	75,400	0.97
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD ACCOUNTING(FE-AC)	65,600	0.84

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明	更新
------	----

大株主の状況は、2020年12月31日現在の状況です。
 なお、上記のほか、当社が保有する自己株式121,736株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
新城 学	他の会社の出身者											
大森 茂樹	他の会社の出身者											
村野 譲二	弁護士											
種田 ゆみこ	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

新城 学	○	○	—	証券会社の法人担当として、その人望の深さと法人部門においての長きにわたる豊富な経験と知識を有していることから、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただき、社外取締役として監督機能及び役割を果たして頂けると判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏は当社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、当社との利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したことから独立役員として指定しております。
大森 茂樹	○	○	—	経営コンサルタントとして20年以上にわたり、会計を含めた多くの経営指導の実績を残し、幅広い知識と豊富な知見を有していることから、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただき、社外取締役として監督機能及び役割を果たして頂けると判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏は当社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、当社との利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したことから独立役員として指定しております。
村野 譲二	○	○	弁護士法人中央総合法律事務所 社員 弁護士 大光電機株式会社 監査役 カワセコンピュータサプライ株式会社 取締役監査等委員	弁護士として企業法務に精通しており、高い専門性、幅広い知識と豊富な知見を有していることから、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただき、社外取締役として監督機能及び役割を果たして頂けると判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏は当社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、当社との利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したことから独立役員として指定しております。
種田 ゆみこ	○	○	株式会社ブレイン 取締役 地方独立行政法人大阪市民病院機構 社外監事 大阪中河内農業協同組合 社外監事 コタ株式会社 社外取締役	公認会計士及び税理士として、財務及び会計ならびに税務に関する豊富な経験と知識を有していることから、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただき、社外取締役として監督機能及び役割を果たして頂けると判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏は当社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、当社との利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したことから独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				
当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項					

当社の内部統制監査室が、監査等委員会の職務を補助しております。
監査等委員会の職務を補助する内部統制監査室の使用人の独立性を確保するため、当該使用人の異動等人事に関する決定は、監査等委員会の事前の同意を得て行っております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部統制監査室の監査と調整を図り、連携して監査を行っております。また会計監査人から四半期ごとに監査結果の報告を受けるほか、適時に会計監査人と会合をもち、意見及び情報の交換を行う等、相互に連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	1	0	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	1	0	4	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役候補者選任及び取締役（監査等委員を除く）報酬等の決定プロセスの客観性や妥当性を確保するため、取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会（3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役）を設置しております。中長期的に株主価値を増大させるため、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を役員とするため、選定基準及び選解任手続きを定めております。また、取締役の報酬制度については、当社の成長や企業価値の向上に資するものであるべきと考え、株主重視の経営意識を一層高めると共に、コーポレート・ガバナンスの強化を図るために、業績及び持続的な企業価値向上に対する取締役のインセンティブを高める役員報酬制度を構築しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外取締役をすべて独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

2017年6月27日開催の第50期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されました。本制度に基づき対象となる取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、既存の金銭報酬額とは別枠で年額300万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）としております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、株主総会で決議された報酬総額の限度内で支給することとしております。報酬の決定方針は、次のとおりです。

当社の取締役の報酬に関する方針は、持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を経営上の最重要課題と位置づけ、取締役の報酬制度についても、当社の成長や企業価値の向上に資するものであるべきと考えております。また株主重視の経営意識を一層高めると共に、コーポレートガバナンスの強化を図るために、業績及び持続的な企業価値向上に対する取締役のインセンティブを高める役員報酬制度を構築していきたいと考えております。

報酬の構成としては、業務執行取締役の報酬においては、基本報酬(月額報酬)、業績連動賞与、株式報酬で構成しております。基本報酬(月額報酬)は経営の意思決定及び監督業務の職責に基づく対価であり、基本報酬と位置づけ、貢献度・評価を勘案した上での役位別係数から算定しております。

基本報酬(月額報酬)は以下のとおりであります。代表取締役社長以外の取締役に代表権がつく場合、代表権額を加算いたします。

役位	取締役会長	代表取締役社長	取締役副社長	専務取締役	常務取締役	取締役	代表権
支給額	140万円	260万円	200万円	170万円	140万円	110万円	50万円

業績連動賞与は事業年度業績に連動するものであり、親会社株主に帰属する当期純利益の期初計画達成差額に予め定めた係数を乗じて支払総額を決め、役位別係数と期間における貢献度・評価を総合的に勘案の上、決定することとしております。但し、当期純利益予算を超過した場合のみ支給対象としております。

業績連動賞与・株式報酬原資総額 = (親会社株主に帰属する当期純利益実績 - 親会社株主に帰属する当期純利益予算) × 10%

株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対し、一定の譲渡制限期間を設け中期経営計画の達成度合いに応じ「譲渡制限付株式報酬」として付与しております。

株式報酬の評価項目は以下のとおりで、その評価はS評価1.2、A評価1.1、B評価1.0、C評価0.9、D評価0.8としております。

業績評価

短期(30ポイント)

- 営業系 売上高・営業利益・経常利益・当期純利益の達成評価
- 管理系 目標の達成度合い
- 業務改善・生産性向上・経費削減

中長期(30ポイント)

- 営業系 課題の設定・進捗度合い。(新規事業・新規開拓・商品開発)
- 管理系 課題の設定・進捗度合い
- コンプライアンス(法令順守)・内部管理・内部統制

バリュー評価(40ポイント)

- マネジメント
- リーダーシップ
- 意思決定
- 人材育成・従業員のモラルアップ

業務執行取締役以外の取締役の報酬においては、基本報酬のみで構成されており、業績連動報酬や株式報酬の要素は含まないものとしております。

報酬の決定方法は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬枠は2017年6月27日開催の第50期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は年額1億200万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、監査等委員である取締役の報酬を年額240万円以内と定めております。当社は株主総会で承認を受けた範囲内で、月額報酬に加え、業績達成に見合った役員賞与の支給等を機動的に支払うものとしております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は取締役会にて決議されております。取締役会決議にあたっては、取締役会の諮問機関として過半数が社外取締役会で構成される、指名・報酬委員会(委員長は委員会の互選により選出する。委員3名以上。)にて内容が検討され、その答申に基づき取締役会にて決議され、また各取締役(監査等委員である取締役を除く。)への報酬の具体的な配分については、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会または取締役会から一任された社長にて決定されております。また、監査等委員である取締役については監査等委員会の協議において決定するものとしております。

株式報酬については、上記の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬(月額報酬)及び業績連動賞与の報酬額(年額1億200万円以内)とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額300万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)としており、譲渡制限解除の要件は在籍要件のみとしております。

業務執行取締役以外の取締役については、賞与および株式報酬は支給せず、個々の役割と責任に応じた基本報酬のみを支給するものとしております。

【社外取締役のサポート体制】

当社社外取締役は全員監査等委員であるため取締役常勤監査等委員は適宜電話、電子メール等で事務連絡を行っており、監査等委員会を補助すべき使用人である内部統制監査室がそのサポートにあたっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社における業務執行上の重要な意思決定の多くは、取締役会及び経営会議に集約されております。社外取締役4名を含む8名の取締役で構成される取締役会を定例では原則月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。その他重要事項に関し、経営判断を補完する目的で、監査等委員でない取締役及び執行役員、部長、室長等で構成される経営会議を原則月1回開催しております。また経営会議には常勤監査等委員である取締役も常時参加しております(非常勤監査等委員は随時参加)。

監査等委員会は、社外取締役4名にて構成されております。監査等委員である取締役はそれぞれ、法律の専門家、税務及び会計の専門家、また当社の事業環境への深い理解と見識がある者といった各分野の専門家を選任しており、加えて一般株主と利益が相反するような事情のない者を選任しております。

監査等委員である取締役は、監査等委員会で定められた「監査等委員会監査等基準」「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」及び「監査計画」に基づき、業務・財産の状況等の調査を通じ業務執行取締役の職務執行の監査を行っております。また経営会議その他の重要な会議に必要に応じ出席し意見を述べると共に、取締役会議事録、稟議書等の重要な決裁書類及び関係資料の閲覧等を行い、監査を実施しております。監査等委員会は原則月1回開催し、相互に適宜連絡・連携することにより、組織運営において顕在化しにくい様々なリスク等に関して、業務執行から独立した監査を行っております。

代表取締役社長兼CEO直轄の内部統制監査室は、各部門の業務に対し、内部監査規程及び每期策定する内部監査計画等に基づき内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長兼CEO及び監査等委員会に報告しております。代表取締役社長兼CEOは被監査部門に対して、監査結果を踏まえて改善指示を行い、その改善状況について書面により報告を行わせることにより、内部監査の実効性を確保しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業価値の向上をはかる観点から、監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化及びさらなる経営の健全性と透明性の向上を目的として、監査等委員会設置会社を採用しております。取締役会において、経営上の最高意思決定機関として法令及び定款に定められた事項並びに重要な政策に関する事項を決議し、それぞれに基づいた業務執行状況を監督しております。また、透明性と客観性を担保するために社外取締役を過半数とする監査等委員会を設置することで議決権を持つ監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む)により、取締役会の監査・監督機能をより一層強化するとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図っております。また、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を採用しており、中・長期での企業価値の最大化を図るものであります。

当社は取締役の意思決定及び業務執行が合理的に行われ、監査・監督が十分に機能し、コーポレート・ガバナンスがより一層強化されると判断したため、現状の体制を採用いたしました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決権行使を促進するため、法定期日である株主総会開催日の2週間前より早期に招集通知を発送しております。 2020年6月25日開催の第53期定時株主総会の招集通知は、2020年6月9日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	より開かれた株主総会を目指し、集中日と考えられる日程を回避し、多くの株主の皆様にご出席いただけるように、株主総会の日程を設定しております。第53期定時株主総会は集中日の1日前(2020年6月25日)に開催いたしました。
その他	株主総会における事業報告等に際して、動画等を利用し、より分かりやすくご説明する工夫を行っております。 第53期定時株主総会では、新型コロナウイルス感染症に関する状況を鑑み、株主様の感染防止のため、総会へのご来場を見合わせていただくようお願いいたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算ならびに期末決算後に、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しております。今回は新型コロナウイルス感染拡大に伴い決算説明会は動画をホームページに掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会の動画配信および配布資料の掲載をはじめ、IR資料としては、決算情報(決算短信等)、有価証券報告書(四半期報告書を含む)、事業報告書、株主総会関連資料やその他の適時開示書類等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しては、IR広報室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、CO2排出削減への貢献を目指し、植物由来原料配合パッケージへ移行することを目指して取り組んでおります。この取り組みは販売品のパッケージだけでなく、海外製造によるノベルティの外装に関しても国内セットを行うことで植物由来原料配合パッケージを使用できるよう、積極的な提案を行っております。地球温暖化、海洋プラスチック問題により、商品の包装は、簡易包装、地球環境にやさしい包装(バイオマスやリサイクル)などが求められています。当社は、環境負荷低減商材の総称として、「ECOS(エコス)」の商標登録を行っており、その普及を推進することでお客様とともにCO2削減、海洋汚染問題の解決に貢献してまいります。また防災安全協会が商標登録をもつ認定マーク「防災製品等推奨品マーク」を取得できる商品開発を行い、防災製品の普及にも努めております。 また廃棄物を新たな素材に変化させ、そこへデザイン性を取り入れることで、実用性と利用価値を高めて活用しようという考え方のリサイクル(アップサイクル)に着手し、繊維類廃棄物を再利用したフェルト状シートを特殊加工と独自ノウハウにより、多くの用途で万能な硬質ボードへのプレス成型を実現しております。 今後、環境分野の他にも、当社の企業規模に合わせた社会貢献活動を継続して実施することを重要な経営課題としております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はインサイダー管理規程を制定し、内部情報の管理の徹底、インサイダー取引の未然の防止に努めるとともに、適時適切な情報開示を行うことを定めております。

その他

多様な働き方をサポートする制度の整備とあわせ、女性のキャリア形成については長いスパンで考える機会や働き方の選択肢を提供し、意欲のある女性の成長を支援し、管理職候補を増やし、登用へとつなげてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）全体に適用する「ショーエイコーポレーション企業行動憲章」「ショーエイフィロソフィ」を定めております。
 - (2) 「ショーエイコーポレーション企業行動憲章」の精神に則って制定された「コンプライアンス規程」に基づき「コンプライアンス窓口」「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する相談受付、調査、監督及び啓蒙活動を実施しております。
 - (3) 法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を目的として、常勤監査等委員を窓口にした公益通報制度を整備し、経営会議、社内研修を通じて当社グループ役職員に周知徹底しております。
 - (4) 取締役会は、法令及び定款に照らし、取締役会規程に基づいて取締役の職務の執行を監督しております。
 - (5) 監査等委員会は、法令及び定款に照らし、「監査等委員会監査等基準」「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」及び「監査計画」に基づいて取締役の職務の執行を監査、監督しております。
 - (6) 取締役会は、使用人の業務執行手続きの適正を確保するため、各種社内規程を制定し遵守させております。
 - (7) 取締役会は、社内規程が諸法令等に適合するように制定されているかといった事項を、顧問弁護士、顧問社労士等の専門家に意見を求めることにより確認しております。
 - (8) 代表取締役社長兼CEO直轄にて内部監査担当者(内部統制監査室長)を選任し、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、監査等委員である取締役にも報告され、経営力の強化を図っております。
 - (9) 金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組を整備・構築し、業務の改善に努めております。
 - (10) 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保しております。
- 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社は、取締役の職務執行に係る情報及びその管理について、対象文書と保存期間及び管理方法を文書管理規程において規定し、文書化もしくは電磁的媒体に記録の上、経営判断に用いた関連資料と共に保存しております。
 - (2) 当社は、取締役からの要請があった場合に備え、情報の種類や特性に応じて適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、閲覧可能な状態を維持しております。
- 当社の損失の危険管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、当社グループの経営活動上、「コンプライアンス規程」「情報セキュリティ管理規程」「危機管理規程」などリスクマネジメント体制を整備、構築するための方針を規定し、これに基づいて経営活動上のリスクを認識しております。また影響、発生可能性を鑑み、重要性に応じたりリスク管理を行っております。
 - (2) リスクマネジメントを所管する部門が当社グループにおけるリスク対応を組織横断的に統括し、リスクマネジメント活動に係る意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取締役会に報告しております。
 - (3) 当社は、災害、事故などの重大な事態が生じた場合の当社グループにおける対応方針を「危機管理規程」等において規定し、これに基づいて緊急事態のレベルを判定し、迅速に対応を行うことにより損害の拡大を防止するとともに損失を最小限に留めます。
- 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、当社グループにおける取締役会をはじめとする各会議体の運営方針、業務分掌・職務権限に関して「取締役会」「会議管理規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「職務権限表」において規定し、取締役の職務、権限及び責任等を明確化する。また取締役会に付議すべき事項を定め、その他の会議体、各部門責任者へ権限を委譲し、業務執行全般の効率的な運営を行っております。
 - (2) 当社は、取締役会において当社グループ運営上の重要な意思決定及び業務執行の監査・監督を行っております。また取締役(監査等委員である取締役を除く)は各部門と業務の進捗状況を定期的に確認することにより情報共有を迅速に行い、適切な経営判断を実施しております。
 - (3) 当社は、取締役会においてグループ・全社戦略を定め、各部門及び各子会社はグループ戦略を踏まえ部署別、会社別の戦略を策定しております。またその進捗状況を定期的に取締役会がモニタリングすることにより戦略の実行を担保しております。
 - (4) 当社は、取締役会に加えて、定期的に、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び重要業務を執行する管理職で構成する経営会議を開催し、経営情報の共有化を図ると共に、重要な業務執行に関する事項について協議し、機動的な意思決定を行い、経営の効率化を進めております。また経営会議には常勤監査等委員である取締役も常時参加しております(非常勤監査等委員は随時参加)。
 - (5) 当社の本社部門は、経営管理・リスク管理・人事管理・業務管理の各項目で、取締役会の意思決定と各部門の戦略実行をサポートするとともに、重要な子会社に対しても同様の体制を構築し、個々の事業戦略に最適化したサポートを実施しております。
- 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、子会社の経営管理に関する方針を規程に定め、子会社の経営・財務等に関する重要な事項については当社報告事項とすると共に、重要な意思決定については当社承認事項とすることで、適切な子会社の経営管理を行っております。
 - (2) 当社は、子会社の管理を行う所管部門を定め、子会社の管理責任者と連携して管理を行っております。また子会社に関する最新の情報を収集して整理保管し、必要に応じて情報を関係者に提供しております。
 - (3) 当社が設置する公益通報窓口は、国内当社グループの全ての役職員が利用可能とし、子会社における法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見・未然防止を図っております。
 - (4) 内部統制監査室は、子会社の管理及び業務活動について監査を実施しております。
- 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 当社の監査等委員会の職務は、内部統制監査室においてこれを補助しております。
 - (2) 監査等委員会の職務を補助する内部統制監査室の使用人の独立性を確保するため、当該使用人の異動等人事に関する決定は、監査等委員会の事前の同意を得ることとしております。
 - (3) 監査等委員会より監査業務に関する命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けることはありません。
- 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役その他これらに該当するもの及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制
 - (1) 当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く)・監査役及び使用人は、当社監査等委員会に対して、法定の事項に加え、経営に重

- 大な影響を及ぼす事項、法令・定款に違反すると思われる事項、会社に著しい損害を及ぼす事項、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに報告するものとし、当該報告が円滑になされるよう、当社の本社部門が支援を行っております。
- (2) 内部統制監査室は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果、監査等委員会から指示があった公益通報の調査結果についての報告、その他活動状況の報告を行うものとしております。
- (3) 監査等委員会は、当社グループの取締役会議事録、稟議書等の重要な決裁書類及び関係資料等、いつでも監査に必要な資料の提供を受けることができます。
- (4) 監査等委員会は、必要に応じていつでも当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人から説明を受けることができます。
- (5) 当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会が報告を求めた事項については迅速かつ的確に対応いたしております。
- (6) 当社の子会社の取締役または監査役を兼任する当社の役職員は、重要な事項が発生した場合には監査等委員会へ報告いたします。
- (7) 当社グループの監査役連絡会を設置し、子会社の監査役が当社の監査等委員会に定期的に報告いたします。

8. 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社グループは、当社の監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いや職場環境の悪化、嫌がらせ等がないように適切な措置を執る旨を、「公益通報者保護規程」に明記するとともに、当社グループ役職員に周知徹底しております。

9. 当社の監査等委員会の職務執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払い又は償還の手続きに関する方針に関する事項

- (1) 当社は、監査等委員及び監査等委員会の職務の執行について生ずる費用については、通常の監査費用は監査職務の執行に必要なものと明らかに認められる場合を除き、速やかにその前払い及び請求に応じております。

10. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人からの説明を受けております。
- (2) 監査等委員会は、内部統制監査室の監査と調整をはかり、連携して監査を行う。また、監査等委員会は代表取締役社長兼CEO及び会計監査人と定期的に協議を実施し、意見及び情報の交換を行っております。
- (3) 監査等委員会は、取締役会に出席する他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、社内各部門と定期的に相互の意思疎通を図っております。
- (4) 監査等委員会は、職務を遂行するために必要と判断したときは、顧問弁護士、監査法人等の専門家による外部アドバイザーを活用することができます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力を排除するための体制

当社グループ及びその特別利害関係者、株主、取引先等においては反社会的勢力との関わりはありません。今後ともそのような勢力と関わることをないように以下のような考え方に基いて「反社会的勢力への対応マニュアル」を作成し対応しております。

1. 当社グループの基本姿勢

当社グループが反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と係わること自体、いかなる形であっても絶対にあってはならないことであることは、言うまでもありません。いかなる場合であっても、このような勢力を恐れることなく、民事介入暴力に対しては、恐れず、金を出さない、利用しないを原則とします。当社グループのすべての役員及び従業員は、当社のもつ社会的責任を深く自覚し、あらゆる企業活動の場面で、関係法令の遵守を徹底し、社会理念に適合した行動をとります。すなわち、当社役員及び従業員は、社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示さなければなりません。

2. 当社グループの対応方針

反社会的勢力と係わりを持たず、相手の不当な要求がなされた場合にもこれに屈することなく、毅然とした態度で臨むということが、当社の対応方針であります。

3. 新規取引開始前の調査

当社グループが、新たに販売先・仕入先・外注先等を選定し取引を行う場合は、取引先が反社会的勢力でないか、取引内容はコンプライアンスが守られているか等について調査しなければなりません。取引先が反社会的勢力に該当するか、否かについて、与信管理規程に販売先内容の調査にあたって、反社会的勢力の排除等を目的としたコンプライアンスチェックについては経理部長が行うことと定めており、また仕入先の登録をする際にも経理部長がコンプライアンスチェックをしております。経理部長が次の調査を行うものとします。

- (1) 日経テレコンの企業情報検索サイトを利用して、取引先の記事検索、企業情報、人事情報等を調査します。
- (2) 必要に応じて、インターネット検索サイトによる風評、現地確認や関係者にヒアリングを行い、取引先に関する情報を収集します。
- (3) 調査の結果、反社会的勢力とのつながりがない場合は、与信限度申請書、取引継続申請書または仕入先取引申請書、稟議書に日経テレコンで入手したデータを添付し、面談、風評等の調査の結果、反社会的勢力とのつながりなしとして「問題なし」と記載するものです。

4. 反社会的勢力対応のための社内体制

基本的な体制・心構え

- (1) 当社は、日頃から地域の所轄警察署と良好な関係を持つこととしています。また警察や暴力追放推進センター等への通報に関しては、あらゆる事態を想定し、体制を整えております。
- (2) 企業防衛対策協議会に所属して指導を受けるとともに、反社会的勢力に関する情報収集を行い、地域企業との連携を図ることのできるような体制を整えております。
- (3) 反社会的勢力に関するセミナー等に積極的に参加し情報収集に努めています。
- (4) 「暴力団に付け込まれる要因を作らない」「関わりができそうな場所に近づかない」という態度で臨みます。
- (5) インターネットの利用で、反社会的勢力が開設するホームページにアクセスいたしません。掲示板等への書き込みもいたしません。
- (6) 書籍等の売り込みや寄付金の要求に対しては、最初の段階で断ります。もし書籍等が送られてきた場合は、すぐに送り返すようにします。
- (7) 暴力団に屈しないという信念を持って対応します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

現時点において、特別な買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示に係る基本方針

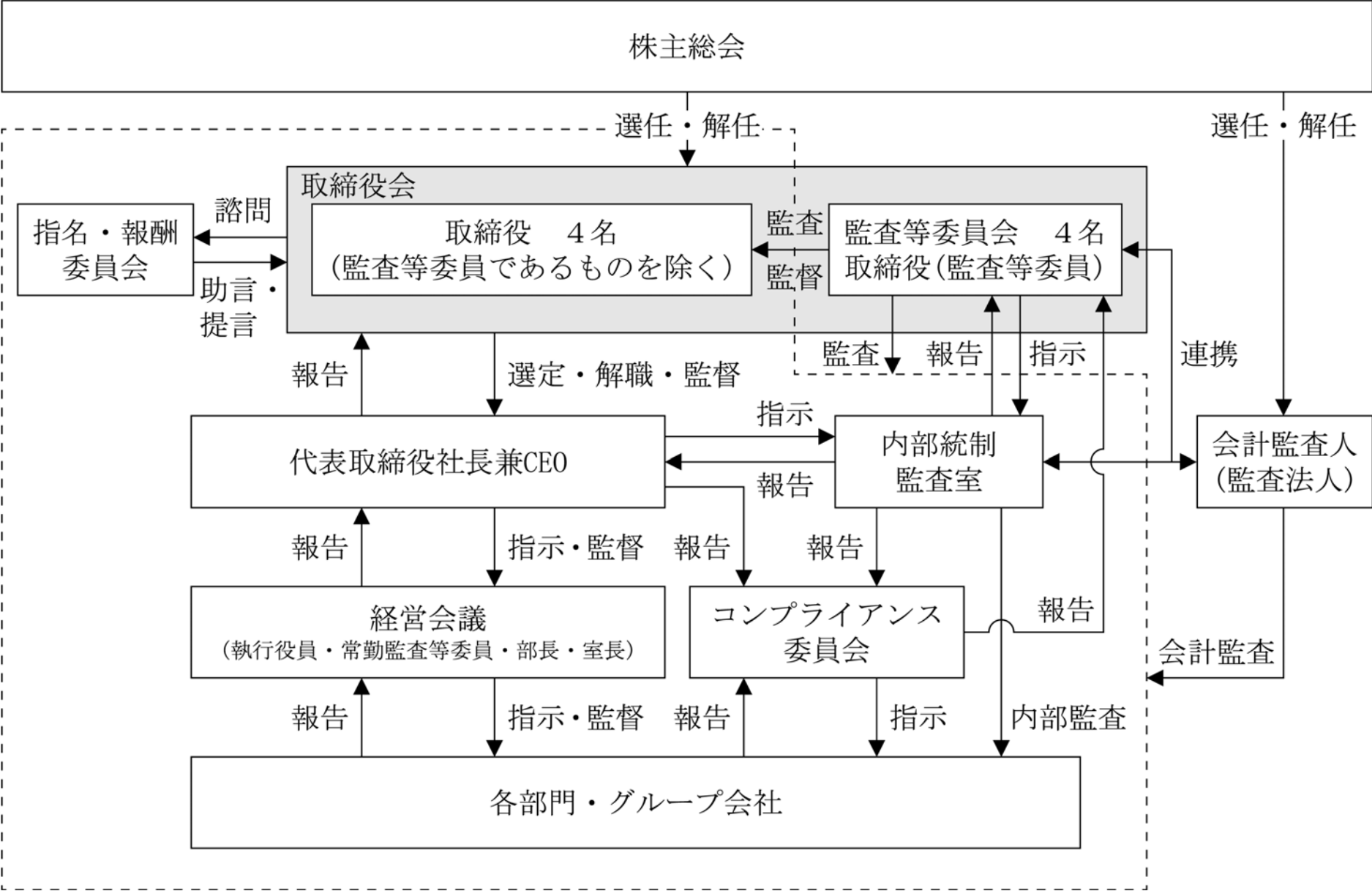
当社は、一般投資家をはじめとするステークホルダーの方々に対し、当社の企業内容に関する情報提供を行うことが重要な経営課題の一つであると考え、企業情報の開示体制の整備に積極的に取り組んでおります。また、重要な企業情報を知り得る立場にある特定者が、不当な利益を受けることにつながるインサイダー取引を防止するため、「インサイダー管理規程」に準拠し、管理の徹底に努めてまいります。さらにタイムリー・ディスクロージャーに対応するべく、決算の迅速化、正確化を図り、証券関連諸法令および東京証券取引所が定める適時開示規則への準拠を踏まえた社内体制の強化を図る方針であります。

2. 適時開示に係る責任者および担当部署

(1) 適時開示責任者は、情報開示担当役員である代表取締役専務兼CFOであり、決算情報については経理部が担当し、その他の開示についてはIR広報室を中心とした体制としております。

(2) 情報開示担当役員にて情報を一元管理し、迅速かつ正確な情報開示に努めてまいります。情報開示においては、必要に応じて、開示の要否、内容、時期等について、監査法人や顧問弁護士等へ相談しております。

(3) 適時開示情報はTDnetへ登録、開示を行い、当社ホームページにも掲載しております。



【適時開示体制】

